

「行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案」のポイント

基本理念

国民本位の
行政の実現

行政に係る
資源配分の最適化

新しい公共の構築

集中改革期間(3年間)後も、行政構造が自律的・持続的に改善・刷新されていく体制構築を目指す。

政府の講ずべき措置に係る重点分野

- 1 国家公務員の総人件費に係る行政その他人事行政に関する分野
- 2 予算の執行等に関する分野
- 3 国有資産等に関する分野
- 4 公益法人に関する分野
- 5 規制改革に関する分野
- 6 行政の事務及び事業の実施主体に関する分野

実施に向けて具体化

行政改革実行本部 (行政改革の司令塔)

- 組織
内閣総理大臣を本部長とし、全大臣で構成
- 設置期限
平成27年3月31日まで

総合調整
企画立案

工程
表

政府による
実施

会議の調査審議及び提言に係る重点分野

- 1 国家公務員の総人件費に係る行政に関する分野
- 2 行政改革を恒常的かつ強力に推進するための組織に関する分野
- 3 行政機関の情報システム等に関する分野
- 4 国有資産に関する分野

検討

行政構造改革会議 (有識者会議)

- 組織
内閣府に設置
議長及び委員6人
- 設置期限
2年間

提言

随時追加

(詳細は別紙参照)

基本方針

政府の講ずべき措置に係る 重点分野及び基本方針	行政構造改革会議の調査審議及び提言に係る 重点分野及び基本方針
1 国家公務員の総人件費等に関する分野 ○ 国家公務員の総人件費改革に係る推進体制 ○ 国家公務員OBによる独法及び特殊法人等への再就職の適正化及び公表等／独法役員の定年制等	1 国家公務員の総人件費に関する分野 ○ 平成21年度当初予算からの2割削減目標
—	2 行政改革を推進するための組織に関する分野 ○ 行政刷新・行政監視機能の集約・強化
—	3 行政機関の情報システム等に関する分野 ○ 行政機関の情報システムの改善・刷新 ○ 政府CIO(各府省情報化統括責任者)等の管理体制 ○ 行政の情報化の推進
2 予算の執行等に関する分野 ○ 予算・決算の透明化 ○ 行政事業レビューによる行政の見直し ○ 人事評価における無駄の排除等に関する目標の設定 ○ 調達制度の改善／旅費に関する事務の効率化	—
3 国有資産等に関する分野 ○ 国有地等及び政府保有株式の売却等の促進(0.5兆円) ○ 施設命名権の活用	4 国有資産に関する分野 ○ 公共用財産及び左欄以外の政府保有株式の売却等
4 公益法人に関する分野 ○ 公益法人に対する予算交付及び権限付与の見直し ○ 一般社団・財団法人への移行の際の厳格な審査 ○ 検査事務等実施法人に関する適正化	—
5 規制改革に関する分野 ○ あらゆる分野における規制の徹底した見直し	—
6 行政の実施主体に関する分野 ○ 新しい公共の構築 ○ PFIの活用の促進	—

行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（抄）

（略）

第二章 行政改革の基本方針

第二節 政府の講ずべき措置に係る重点分野及び各重点分野における行政改革の基本方針

第一款 国家公務員の総人件費に係る行政その他人事行政に関する分野

（略）

（国家公務員であつた者の独立行政法人への再就職に係る適正化のための措置）

第八条 国家公務員であつた者が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第

一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員に再就職する場合においては、次に掲げる措置が講ぜられるよう、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

- 1 公募の方法による選考を経ること。

二 独立行政法人の理事長の任命に当たっては、当該独立行政法人を所管する大臣は、当該独立行政法人の役員の地位に就いていた国家公務員であつた者の人数並びに所属していた府省及び役職等を考慮すること。

三 独立行政法人の理事の任命に当たっては、当該独立行政法人を所管する大臣が、当該独立行政法人の理事長に対して、前号の措置に準じた措置を講ずるよう指示すること。

(国家公務員であつた者の独立行政法人への再就職に関する情報の公表等のための措置)

第九条 国家公務員であつた者がその役員の地位に就いている独立行政法人は、次に掲げる事項をインターネットその他適切な方法により公表するとともに、当該独立行政法人を所管する大臣に報告するものとする。

一 当該役員の氏名、年齢、経歴その他政令で定める事項

二 当該役員が所属していた府省と当該独立行政法人との予算上又は法律上の結び付きを示すものとして政令で定める事項

(独立行政法人の役員の定年制等に係る措置)

第十条 独立行政法人の役員については、定年制を設けるとともに、その報酬の額の上限を定めるものとする。

(略)

第三款 国有資産等に関する分野

(未利用又は利用の程度が低い国有地等の売却等及び国庫納付の活用に係る措置)

第二十二條 未利用又は利用の程度が低い国有地（国家公務員の宿舎の削減に伴うその跡地を含む。）その他の国の保有する資産（株式を除く。）及び独立行政法人の保有する資産については、平成二十八年度末までの間に、売却、運用その他の措置（以下「売却等」という。）による収入の合計額が五千億円以上となることを目安として、不動産市場の動向等を踏まえつつ、必要な措置を講ずるほか、独立行政法人通則法第四十六條の二第二項から第三項までの規定による国庫への納付を活用するものとする。

(施設命名権の活用に係る措置)

第二十三條 国及び独立行政法人の保有する施設については、施設命名権（施設に名称、呼称その他の表現

を付する権利をいう。)の活用を努めるものとする。

(略)

(未利用又は利用の程度が低い国立大学法人の保有する資産の売却等の促進)

第二十五条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第四十八条第一項において同じ。)の保有する未利用又は利用の程度が低い資産については、当該資産の売却等の促進について必要な措置を講ずるものとする。

第四款 公益法人に関する分野

(公益法人に対する予算の交付及び権限の付与の在り方の見直しに係る措置)

第二十六条 国又は独立行政法人と内閣総理大臣が定める一定の関係を有する公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二条第三号に規定する公益法人をいう。第二十八条において同じ。)については、国家公務員であつた者又は当該独立行政法人の役員又は職員であつた者が当該公益法人の役員に再就職する場合に関し、公募その他の方法による選考の実施及びその方法に関する適切な基準の設定をするとともに、不適切な会費の授受、内部留保の水準の設定、役員等

の待遇、国からの委託事業に係る成果の公開等について検討し必要な措置を講ずるものとし、当該公益法人に対する予算の交付及び権限の付与（予算に基づき支出及び行政機関による指定その他の行為をいう。次条において「予算の交付等」という。）の在り方を見直すものとする。

（略）

第三節 行政構造改革会議の調査審議及び提言に係る重点分野及び各重点分野における行政改革の基本方針

（略）

第二款 行政改革を恒常的かつ強力に推進するための組織に関する分野

第三十三条 行政構造が社会経済情勢の変化等に対応して自律的かつ持続的に改善され又は刷新されることを目指して、行政刷新及び行政監視に係る機能を一元的に担いつつ、行政改革を恒常的かつ強力に推進する組織の在り方については、次に掲げる基本方針により検討するものとする。

- 一 行政刷新及び行政監視に係る機能を集約し、及び強化すること。
- 二 政策評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第三条第二項に規

定する政策評価をいう。)その他の行政改革に資するための施策との整理を行うこと。

三 政府の国家戦略に基づき府省横断的な一体的かつ効率的な事務及び事業の運営を確保する観点から監視する体制を構築すること。

四 行政の事務及び事業に関し、その実施の結果を評価し、その評価を企画及び立案に反映させる手続を確立すること。この場合において、国会における決算の審査その他の行政監視の結果が予算に反映される等当該行政機関以外の国の機関その他の者の評価にも留意すること。

〔以下省略〕